

(別紙 2-47 ながすくじら)

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 ながすくじら

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで

第 3 資源管理の目標

初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）の 60 パーセントの資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、第 3 の目標を長期的に維持する漁獲量を算定する方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の 54 パーセント未満となった場合は、禁漁とする。

2 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

ながすくじら母船式捕鯨業

1 当該大臣管理区分に関する事項

(1) 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからウまでに掲げる線及び最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域

ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線

イ 北緯 41 度 42 分 53 秒東経 141 度の点及び北緯 41 度 29 分 10 秒東経 141 度の点を直線により結んだ線

ウ 北緯 45 度 27 分 35 秒東経 142 度の点正北の線

(2) 漁業の種類

母船式捕鯨業（許可省令第 2 条第 9 号に掲げる漁業をいう。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

(1) 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

(2) 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月 10 日まで

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第 5 の大臣管理区分に配分する。

2 大臣管理漁獲可能量の超過分について

大臣管理区分において、前管理年度で当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量

の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

3 国の留保からの配分について

国の留保分については、大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の適切な管理を確保するためには、定置漁業における混獲の発生を回避し、及び抑制することが重要であることから、国及び都道府県は、定置漁業者に対し、許可省令第91条の規定並びに定置漁業における混獲の位置付け、取扱いの趣旨及び背景について周知するとともに、混獲の発生の回避及び抑制について指導するものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が5頭以下になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。